熊谷市景観計画及び熊谷市景観条例に基づく「事前協議」及び「届出」に必要となる図書等一覧表

◇「事前協議」に必要となる図書等（各正副２部）

- 届出対象行為事前協議書（様式第６号）
- 基準対応書（様式第２号）
- 委任状（代理人が届出等を行う場合）
- 下記の「届出対象行為ごとに必要となる添付図書等」

◇「届出」に必要となる図書等（各正副２部）

- 景観計画区域内行為届出書（様式第１号）
- 基準対応書（様式第２号）
- 委任状（代理人が届出等を行う場合）
- 下記の「届出対象行為ごとに必要となる添付図書等」

※事前協議の結果が「支障なし」の場合、基準対応書（様式第２号）及び添付図書は省略可能です。

◇届出対象行為ごとに必要となる添付図書等一覧表

	付近見取図	現況写真	配置図	計画平面図	各立面図	縦横図
建築物の建築等（法第 16 条第１項第１号関係）	○	○	○		○	
工作物の建設等（法第 16 条第１項第２号関係）	○	○	○		○	
開発行為（法第 16 条第３号関係）	○	○		○		
土石の採取（条例第 11 条）	○	○		○		○
木竹の伐採（条例第 11 条）	○	○		○		
屋外における物件のたい積（条例第 11 条）	○	○	○		○	

※各図書に明示すべき事項については、裏面をご参照ください。

◇問い合わせ先◇ 熊谷市都市整備部都市計画課
熊谷市中曽根 654 番地１〔大里庁舎内〕 0493-39-4813（直通）
E-mail：toshikeikaku@city.kumagaya.lg.jp

◇各図書に明示すべき事項

図書の種類	明示すべき事項
□付近見取図 （縮尺 2,500 分の 1 以上のもの）	①　縮尺 ②　方位 ③　道路 ④　目標となる地物 ⑤　行為を行う敷地（土地）の区域
□現況写真（2 方向以上から）	行為を行う敷地（区域）及びその周辺の状況が分かるカラー写真
□配置図 （縮尺 100 分の 1 以上のもの）	①　縮尺 ②　方位 ③　敷地の境界線 ④　敷地の面積（求積図添付も可） ⑤　敷地内における建築物又は工作物若しくは物件のたい積の位置 ⑥　敷地に隣接する道路の位置 ⑦　現況写真の撮影方向
建築物の建築等・工作物の建設等	⑧　建築物の建築面積又は工作物の水平投影（築造）面積（求積図添付も可） ⑨　緑化措置を講ずる場合は、以下の内容 ○緑化する位置（緑の細線で囲むなどにより明示すること。また、建築物の建築等であって「特例」を受ける部分がある場合、その部分が明らかになるよう、緑の太線で囲むなどにより明示すること。）及びその寸法 ○緑化の内容 樹木の場合：樹木の種類や高さ、本数など 草花・地被植物の場合：植物等の種類など 壁面緑化の場合：植物等の種類、補助資材の有無とその寸法など 緑化ブロックの場合：緑化ブロックの開口率と開口部の植物の種類など ⑩　既存樹木の保全をした場合は、その樹種、樹高及び位置 ⑪　外観を構成するものに夜間照明を行う場合は、その照明を行う機器の位置
屋外における物件のたい積	⑧　たい積の方法及び高さ
□計画平面図 （縮尺 100 分の 1 以上のもの）	①　縮尺 ②　方位 ③　行為を行う土地の区域の境界線 ④　行為を行う土地の区域の面積（求積図添付も可） ⑤　行為を行う土地の区域に隣接する道路の位置 ⑥　現況写真の撮影方向 ⑦　緑化措置を講ずる場合は、緑化する位置（緑の線で囲むなどにより明示すること）及びその寸法、並びに、その樹種若しくは植物等の種類 ⑧　既存樹木の保全をした場合は、その樹種、樹高及び位置
開発行為	⑨　開発行為後の、法面及び擁壁の位置及び規模
土石の採取	⑨　採取後の、法面及び擁壁の位置及び規模
□各立面図 （すべての立面を表示した 4 面以上の立面図（市長が必要がないと認めるときは、2 面又は 3 面）で縮尺 100 分の 1 以上のもの）	①　縮尺 ②　方位 ③　寸法
建築物の建築等・工作物の建設等	④　開口部の位置 ⑤　外観部分の材料の種類 ⑥　仕上げの寸法 ⑦　建築物又は工作物に施す彩色と同一の彩色を施し、かつ、その彩色のマンセル表示を記載
屋外における物件のたい積	④　堆積物の外観部分の素材 ⑤　植栽により遮へいする場合は、その樹種、樹高、及び植樹する本数 ⑥　鋼板等により遮へいする場合は、遮へいするものとして図示された部分に彩色を施し、かつ、そのマンセル表示を記載
□縦横断図 （縮尺 100 分の 1 以上のもの）	①　縮尺 ②　土石の採取を行う前後における土地の区域の地盤面